

行政処分等	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20221004	有限会社森藤運送(法人番号2260002026131) 代表者森藤定夫	岡山県浅口市鴨方町六条院東1308	本社営業所	岡山県浅口市鴨方町六条院東1308	輸送施設の使用停止(140日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第11条、法第17条第1項第1号第2号、同条第4項及び法第60条第1項	令和2年1月24日及び同年2月27日、情報提供を端緒として監査を実施。13件の違反が認められた。(1)運送約款等の掲示違反(法第11条)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(3)事業用自動車の定期点検整備義務違反(安全規則第3条の2)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の4)、(5)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(6)アルコール検知器の常時有効性保持義務違反(安全規則第7条第4項)、(7)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(8)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条第1項)、(9)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(11)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(12)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(13)事業報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条の2)	14	14
20221005	ヒタチ株式会社(法人番号8010001079331) 代表者伊藤信政	東京都千代田区岩本町3-4-6	広島ハブセンター	広島県広島市安佐北区三入2丁目27-33	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和3年12月8日及び令和4年3月8日、情報提供を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)	2	2
20221020	株式会社SPB-NC(法人番号6240001019638) 代表者木下昌幸	広島県広島市中区八丁堀6-3 8F	西原営業所	広島県広島市安佐南区西原3丁目9-14	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和4年9月2日、情報提供を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(3)乗務等の記録保存義務違反(安全規則第8条第1項)、(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20221021	流通鳥取有限会社(法人番号2270002000829) 代表者江原剛	鳥取県鳥取市湖山町西3-566-1	本社	鳥取県鳥取市湖山町西三丁目566-1	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第3項前段、法第17条第4項	令和4年8月16日及び同年10月12日、情報提供を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画の変更事前届出違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(3)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(4)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者台帳の保存義務違反(安全規則第9条の5第2項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(8)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)	0	0

20221026	有限会社三栄企業(法人番号6260002033826)代表者中村正治	岡山県津山市神戸131番地2	本社営業所	岡山県津山市神戸131番地2	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和3年12月24日及び令和4年2月18日、情報提供を端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(6)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(7)運行記録計による記録保存義務違反(安全規則第9条)、(8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(10)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)	3	3
20221026	朝日産業株式会社(法人番号7250001002914)代表者仲田幸太郎	山口県宇部市港町2丁目5263	本社営業所	山口県宇部市港町2丁目5263番地	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和4年9月8日、死亡事故を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(5)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)、(6)運転者に対する指導監督の記載事項義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0